

東京都制案委員會會議錄(速記)第二一回

付託議案

東京都制案(政府提出)(第四號)

昭和十八年二月一日(月曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 清瀨 一郎君

理事今牧 嘉雄君 理事菅野和太郎君

理事木下 義介君 理事曾木 重貴君

理事中村 梅吉君 理事永山 忠則君

安藤 覺君 赤松 寅七君

荒川 眞郷君 今井 嘉幸君

今尾 登君 牛塚虎太郎君

加藤謙五郎君 川崎末五郎君

川口 壽君 木下 信君

木崎 爲之君 坂本 一角君

四王天延孝君 田中 源君

田中和一郎君 田邊徳五郎君

田万 清臣君 谷原 公君

富田愛次郎君 中井 一夫君

長野 高一君 花村 四郎君

本多 市郎君 堀内 一雄君

山田 竹治君 山野 平一君

出席國務大臣左ノ如シ

內務大臣 湯澤三千男君

出席政府委員左ノ如シ

內務次官 山崎 巖君

內務省地方局長 古井 喜實君

內務書記官 中島 賢藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

東京都制案(政府提出)

○清瀨委員長 是ヨリ東京都制案ノ委員會ヲ開會致シマス、御諮リ申シタイコトガアリマス、本日ハ內務大臣ヨリ案ノ要綱ニ付

キ説明ノアル豫定デアリマスルガ、貴族院ニ出席中デアル趣キデアリマス、仍テ御出席ヲ待ツ爲メ、二十分間、十一時マデ休憩致シタイト存ジマス、御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○清瀨委員長 デハ左様致シマス

午前十一時四十分休憩

午前十一時二十八分開議

○清瀨委員長 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス——湯澤內務大臣

○湯澤國務大臣 東京都制案ニ付キマシテ御説明申上ゲタイト存ジマス、東京都制制定ノ趣旨ニ付キマシテハ、本會ニ於キマシテ御説明ヲ申上ゲタ通りデゴザイマスルガ、此ノ際重ネテ申上ゲマスレバ、其ノ趣旨ト致シマスル所ハ、大凡次ノ三點ニ歸着スルト存ズルノデゴザイマス

其ノ一ハ帝都タル東京ニ眞ニ其ノ國家的性格ニ適應致シマスル確乎タル體制ヲ確立スルコトデゴザイマス
其ノ二ハ、帝都ニ於ケル從來ノ府市並存ノ弊ヲ是正解消致シマシテ、帝都一般行政ノ一元化ニシテ強力ナル遂行ヲ期スルコトデゴザイマス
其ノ三ハ帝都行政ノ運営ニ付キマシテ、根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖ルコトデゴザイマス

惟フニ我ガ東京ハ内地人口ノ約一割ヲ擁スル國內無類ノ巨大都市デゴザイマシテ、ソレノミナラズ實ニ我ガ國ノ帝都ト致シマシテ、比類ナキ國家的意義ト重要性トヲ持

ツテ居リマス、更ニ今日ニ於キマシテハ大東亞建設ノ本據ト致シマシテ、全世界ニ其ノ大イナル地位ヲ示スニ至ツテ居ルノデゴザイマス、隨ヒマシテ之ヲ單ナル一地方都市或ハ一地方トシテ經營致シマスルコトハ、根本的ニ其ノ性格ニ適應セヌモノガアルト考ヘルノデアリマス、宜シク其ノ國家的意義ト性格トニ適應致シマスル確乎タル體制ヲ確立スベキデアリ、又是コソ大東亞建設ノ基礎ヲ固ク致シマスル所以デアルト考ヘルノデゴザイマス

翻テ帝都行政ノ現狀ヲ見マスルノニ府市ノ並存ハ、洵ニ典型的デアリマスル二重機構ヲ現出致シテ居リマシテ、其ノ間行政ノ錯雜ト不統一トヲ來シマシテ、到底敏活強力ナル行政ノ遂行ハ望ミ得マセヌ狀態ニア

ルノデゴザイマス、時局下緊要ノ諸施策ガ、却テ帝都ニ於キマシテ其ノ成績擧ラザルモノアリマスルコトハ、此ノ點ニ根本ノ原因ガ存在スルモノト考ヘルノデゴザイマス、而シテ此ノ一般行政ニ於キマスル機構ノ弱體ハ、動モ致シマスルコト、治安ノ重大ナル責任ヲ負ウテ居リマスル警視廳ノ負擔ヲ重カラシムルニ至ツテ居リマスルコトハ、洵ニ閉却シ難キ一ツノ事實デアルト考ヘルノデゴザイマス、一朝非常ノ事態ニ直面致シマスルガ如キコトガアリマスルナラバ、帝都行政ノ遂行ニ遺漏ナキヲ期シマスルコトハ、中々容易デハナイモノガアルノデアリマシテ、帝都ノ重要性ニ鑑ミマシテ、洵ニ寒心ニ堪ヘザルモノガアルト考フルノデゴザイマス、仍テ此ノ際帝都ノ一般行政ニ付キマシテ、

一元化ニシテ強力ナル行政機構ヲ確立致シマシテ、凡ユル場面ニ對應シテ、帝都行政ノ萬全ヲ期シマスルコトガ、頗ル緊急デアルト存ズルノデゴザイマス、帝都行政ノ新機構ニ於キマシテハ、從來ノ東京市政ノ實績等ニ深ク省察致シマシテ、其ノ根本的刷新ト高度ノ能率化トヲ圖ルベキハ申スマデモナイ所デゴザイマス、從來東京市政ニ付キマシテハ世上兎角ノ批評ヲ招イタコトガ屢、ゴザイマス、戰時下ノ今日ニ於キマシテモ市政ノ明朗化ヲ要望致シマスル聲ガ識者ノ間ニ跡ヲ絶タナイノデゴザイマス、故ニ此ノ際極力帝都行政ノ刷新ト能率化トヲ圖リマシテ、帝都行政ヲシテ眞ニ全國、否全東亞ノ模範タルコトヲ得セシムルヤウニ致シタイト切ニ念願ヲ致ス次第デアリマス

是ヨリ東京都制案ノ内容ニ付キマシテ、其ノ主要ナル事項ヲ御手許ニ配付申上ゲマシタ法案要綱ニ從ヒマシテ御説明ヲ申上ゲタイト思フノデアリマス
第一ハ都ノ區域ニ關スル事柄デゴザイマス、都ノ區域ニ付キマシテハ、從來一部ニ東京市ノ區域ニ依ルベシトスル所ノ論ガゴザイマスルシ、又最近ニ於キマシテハ、東京府ノ區域ヲ超エマシテ更ニ廣イ地域ヲ採ルベキデアルト云フ議論モアルノデアリマスルガ、本案ニ於キマシテハ、從來ノ東京府ノ區域ニ依ルコトヲ致シテ居リマス、東京市ノ區域ニ依リ難イト考ヘマシタコトハ、東京市ト共ニ多年同一府下ニ於キマシテ、洵ニ深い關係ヲ持續シテ今日ニ至ツテ參リマシタ三多摩其ノ他ノ地域ニ付キマシテ、

外ニ適切ナル處理ノ案ガ立タナイノデアリマス、即チドウ云フヤウナ工夫ヲ致シマシテモ、結局是等ノ地方ノ住民ニ對シマシテ、今日ヨリ不利不便ヲ與ヘマシテ、是等ノ住民ノ爲ニ親切ナル處理トナラナイト云フコトガ主タル理由デゴザイマス、固ヨリ三多摩其ノ他ガ都市生活ノ爲ニ、幾多ノ利便ヲ與ヘルデアラウコトモ見逃セナイ一面デハゴザイマスルガ、此ノ點ガ主要ナル理由ト考ヘルノデアリマス、又東京府ヨリ更ニ大イナル地域ヲナゼ採ラナイカト云フ點デゴザイマスガ、此ノ頃經濟統制等ニ關聯致シマシテ、廣地域ノ議論ガ相當ゴザイマスケレドモ、議論ガ區々ニ互ツテ居リマシテ、更ニ慎重ナル檢討ヲ加ヘマスルノ必要ガアルバカリデハナク、現ニ東京府ニ於キマシテ、人口七百數十萬ノ巨大ナル帝都ニ達シテ居ルト云フコト、又新地域ノ劃定ニ付キマシテ、是ハ洵ニ無理モナイ、尤モデアルト云フ的確ナ基準ヲ見出シ難イト云フコトノ理由ニ依ルモノデゴザイマス

第二ハ都公民ニ關スル事柄デゴザイマス、都ハ一面ニ於キマシテ、市ト同様基礎的の地方團體タルノ性格ヲ有スルモノデアリマスノデ、市公民ニ準ジテ、都ニ都公民ノ制度ヲ設ケルコトニ致シタノデアリマス

第三ハ都議會及ビ都參事會ニ關スル事柄デゴザイマス、都議會及ビ都參事會ノ組織及ビ職務權限ニ付キマシテハ、大體ニ於キマシテ府縣會及ビ府縣參事會ノ組織及ビ職務權限ニ準ジテ定ムルノ適當ト認メタノデアリマスルガ、唯都議會議員ノ定數ニ付キマシテハ、人材主義等ノ見地ヨリ之ヲ百人ト致シマシテ、又都參事會員ノ定數ニ付キマシテハ、都參事會ノ今後ノ職責等ニ鑑ミ

マシテ、之ヲ十五人ト云フ比較的多イ數ニ致シテ居リマス

第四ハ都ノ首長及ビ其ノ補助機關ニ關スル事柄デゴザイマス、都ノ首長ニ付キマシテ、從來所謂官選及ビ公選ノ論ガ兩々行ハレマシテ、多年都制ノ必要ガ叫バレナガラ、而モ今日マデ實現ヲ見ルニ至ラナカツタ支障ノアリマスル點ハ、言ハバココニアツタノデアリマスルガ、政府ハ今次都制ヲ行ハントスル趣旨ニ鑑ミマシテ、都ノ首長ガ官吏タルベキコトハ寧ロ當然ノ歸結デアルト考ヘタノデアリマス、即チ今回ノ案ニ於キマシテハ府知事ト市長トノ職務權限ヲ合セマシテ、其ノ他府市ノ權能ヲ統合シ、一元的機構ノ下ニ帝都一般行政ヲ強力ニ推進セントスルノニアルノデアリマスカラ此ノ機構ガ全國他地方ノ機構ニ比シマシテ、更ニ一段ト國家的色彩ヲ濃厚ニ致シ、國家トノ間、緊密ナル連繫ヲ保持致シマス必要ノアルコトハ當然ノコトデアリマシテ、此ノ趣意ニ於キマシテ、都ノ首長ハ官吏タルコトヲ至當ト考ヘルノデゴザイマス、而シテ又斯クノ如クニシテ理事機關ノ地位ヲ確立強化スルコトニ依ツテ、從來東京市政ニ付キマシテ、世上ノ批評ヲ招キマシタルヤウナ弊風ハ一掃セラレ、帝都行政ノ眞ノ刷新ト能率化トガ確保セラレデアラウト云フコトヲ固ク信ズル次第デアリマス

都長官ノ補助職員ニ付キマシテハ、都ノ首長ヲ官吏ト致シマシテ趣旨等ニ鑑ミマシテ、其ノ幹部級ハ之ヲ官吏ト致シ、ソレ以下ニ於キマシテ、必要ナル範圍ニ於テ官吏ヲ置クノ外ニ、吏員ヲ置クコトニ致シタノデアリマス、此ノ吏僚組織ノ整備ハ都行政ノ能率化ヲ圖ル上ニ於キマシテ、中々重要

ナルコトデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、現在ノ東京府及ビ東京市ノ吏員ハ引續キ之ヲ都ノ官吏又ハ吏員ニ任用致シマスル方針ヲ執ルコトト致シ、同時ニ之ヲ都ノ官吏ニ任用スル場合ニ於キマシテハ、府又ハ市ノ有給吏員トシテ勤続年數ヲ、官吏トシテノ恩給年限ニ通算スルト云フ頗ル異例ノ措置ヲモ講ズルコトト致シタノデゴザイマシテ、東京府及ビ東京市ノ吏員ノ處遇ニ付キマシテハ、特別ノ考慮ヲ拂ヒマシテ、最善ノ措置ヲ講ズル考ヘデ居ルノデゴザイマス

以上補助職員ノ外、廣ク有識經驗者ヲ都行政ニ參與セシムル爲ニ、都ニ參與及ビ委員ヲ置キ得ルコトト致シ、參與ハ都公民ノ中、學識經驗アル者カラ都長官之ヲ選任シ、都行政ニ關スル重要事項ニ付キマシテ都長官ノ諮問ニ應ズルコトト致シ、委員ハ學識經驗アル者ヨリ都長官之ヲ選任致シ、都長官ノ委託ヲ受ケマシテ、都ノ事務ニ關シ必要ナル事項ヲ調査スルコトト致シタノデゴザイマス

第五ハ都ノ財政ニ關スル事項デゴザイマス、現在ノ東京市ノ地域ト其ノ他ノ地域トノ經濟ヲ分別致シマスルコトハ、東京市以外ノ地域ノ經濟力等ニ鑑ミマシテ到底困難デアリ、又適當デアリマセヌノデ、所謂此ノ三部制經濟ハ採ラナイコトニ致シマシテ、都ノ經濟ハ單一制ト致シタノデゴザイマス、都稅ノ種目及ビ賦課ノ限度ハ都ガ府市ノ合體デアリマスルガ爲メ、府縣稅及ビ市稅ヲ合セタモノニ依リマスルコトハ當然デゴザイマスルガ、唯現在ノ東京市以外ノ地域ニ於キマシテハ、市町村ガ存續致シ、市町村稅ヲ賦課徵收致シマスルノデ、此ノ地域ニ於キマシテハ現在ノ府縣稅ニ準ズルコトト

致シタノデアリマス、隨ヒマシテ都民ノ稅負擔ハ、都制ノ施行ニ依リマシテ現在ト何等變ルコトノナイト申上ダルコトガ出來ル譯デゴザイマス

第六ハ都ノ下級組織ニ關スル事項デゴザイマス、都ノ下級組織ハ原則トシテ區トスルノデゴザイマスルガ、現在ノ東京市以外ノ地域ニ於キマシテハ、差當リ概ネ從來ノヤウニ市町村ヲ存續セシメルモノデアリマス、是ハ是等ノ地域ノ實情上洵ニ已ムヲ得ナイ所デアリマス、而シテ區ノ制度ニ付キマシテハ、或ハ區ノ自治權ヲ此ノ際大イニ擴充スベシトスル所ノ論、或ハ又寧ロ自治區ヲ廢シマシテ、之ヲ純然タル行政區トナスベシトノ論等ガアルノデゴザイマス、今次ノ都制案ニ於キマシテハ、所謂區ノ自治權ニ付キマシテハ概ネ從來ノ制度ニ則リマシタ、唯都條例ノ定ムル所ニ依リ、都ノ事務之ニ移讓シ得ルノ途ヲ開イタノデアリマス、所謂區ノ自治權ヲ擴張致シ、都ヲ三十五ノ獨立市ニ分割スルコトハ、獨リ都民生活ノ實情ニ即セナイバカリデハナク、都ノ行政ノ統一ヲ破壞致シ、更ニ都民ノ負擔ヲ區々ナラシメマシテ、決シテ適當ナル結果ヲ得ルモノデナイト信ズルモノデゴザイマス、或ハ三多摩其ノ他ニ於キマシテ市町村ヲ認メルナラバ、是トノ均衡上區ノ權能ヲ大イニ擴張スベシトナス向キモアルヤウデゴザイマスガ、東京都ノ本體ハ飽クマデモ區ノ存スル區域デアリマシテ、之ヲ本位トシテ考ヘルノガ至當デアルト存ズルノデアリマス、隨ヒマシテ均衡ヲ採ルナラバ三多摩其ノ他ノ地域ノ方ニ付テ考ヘルベキデアリマスルケレドモ、是等ノ地域ガ直チニ區トナシ難イコトハ前ニ申上ダタ通りデゴ

ザイマス、他面區ヲ純然タル行政區ト致シマスルコトハ、區ノ多年ノ沿革ニ鑑ミマシテ、且ツ都ト下級隣保組織トノ間ニ簡素ナル自治體ヲ認メマシテ、都ノ體制ニ全體トシテノ調和ヲ與ヘルノ必要ヨリ見マシテ、必ズシモ適當ノ措置デナイト考ヘタノデアリマス、而シテ區會ニ付キマシテハ其ノ職務權限等ニ照應致シ、議員定數ヲ適當ニ減ズル等簡素ナル構成トナツテ居ルノデアリマスルガ、一面區役所ニ付キマシテハ可及的ニ是ガ陣容ヲ整備充實致シマシテ、第一線機關トシテ大イニ其ノ機能ヲ發揮セシメテ、行政ノ滲透徹底ト都市民生活ノ利便トヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、現在ノ東京市以外ノ地域ニ於キマシテ引續キ存續致シマスル市町村ニ付キマシテハ、原則トシテ市制及ビ町村制ノ適用ヲ受クルコトト致シマス、實質ニ於キマシテハ大體現在ト變ラナイヤウニ致シテ居ルノデアリマスルガ、都ノ組織ノ中ニ入リマスル關係上、一般ノ市町村ト若干ノ點デ差異ヲ生ジテ居リマスルコトハ已ムヲ得ザル所デゴザイマス、第七ハ監督ニ關スル事柄デゴザイマス、都ハ最上級ノ地方團體デゴザイマスルカラ、府縣ト同様、内務大臣ニ於キマシテ直接之ヲ監督スルコトト致シ、區及ビ市町村ハ下級ノ地方團體デアリマスルカラ、第一次ニ於キマシテ都長官、第二次ニ於キマシテ内務大臣ガ、之ヲ監督スルコトト致シタコトハ當然ノコトト考ヘルノデアリマス、第八ハ都制ノ施行規則ニ關スル事柄デゴザイマス、都制ノ實施ニ付キマシテハ、是ガ施行ニ關スル各種ノ命令ハ固ヨリ官制ノ制定、都ノ人事其ノ他諸般ノ準備ヲ必要ト致シマスルノデ、本年十月一日ヨリ實施ス

ルコトヲ目途ト致シテ居リマスル次第デゴザイマス、固ヨリ都制施行ノ緊要性ニ鑑ミマシテ、極力其ノ準備ヲ急ギタイ心組ヲ持ツテ居ルノデゴザイマス、之ヲ要シマスルニ都制ノ制定ハ眞ニ帝都ノ國家的意義ト重要性トニ對應致シマスル確乎タル體制ヲ確立致シマスルト共ニ、一元的機構ノ下ニ帝都一般行政ノ敏捷強力ナル遂行ヲ圖リマシテ、以テ時局ニ對處シ帝都行政ノ萬全ヲ期セントスルモノデアリマシテ、此ノ際速カニ是ガ實現ヲ圖ルノ要アルコトヲ痛感スル次第デゴザイマス、何卒御審議ノ程ヲ御願ヒ致シマスル次第デアリマス、○山田(竹)委員 本案ノ審議ヲ進ムルニ重大ナ關係ヲ有スルノデアリマスカラ、斯ウ云フ書類ノ御提出ヲ願ヒマス、内務、商工、農林各省ノ官吏ニシテ、昭和十二年七月支那事變勃發以來今日マデ潰職、贈收賄ニ依ツテ刑事被告人トナリ起訴セラレタル者、判任官ハ其ノ數デ宜シイ、高等官ハ其ノ氏名ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス、更ニ東京府會議員、東京市會議員ニシテ同期間ニ同一ノ犯罪ヲ犯シテ起訴セラレタル者何名、東京府、東京市、警視廳ノ官公吏ニシテ——是モ官吏ハ高等官以上ハ其ノ名前ヲ知ラシテ貰ヒタイ、公吏ハ年俸者以上ノ名前ヲ知ラシテ戴キタイ、是ダケ速カニ御提出アラシコトヲ御願ヒ致シマス、○清瀨委員長 他ニアリマセスカ、○木下(義)委員 本案ノ審議ニ當リマシテ、只今ノ内務大臣ノ御説明ハ緊要ナコトト思ヒマスカラ、速記録ハ出來ルダケ早く——今日ニデモ間ニ合ヘバ宜シイノデスケレドモ、若シ出來ナケレバ速記録デナクテモ宜シイノデスカ、其ノ大要ヲ知ラシテ貰フ意味ニ於テ御取計ヒヲ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラモウ一ツハ私ノ御尋ネシタイト思フコトニモ關聯シマスシ、他ノ委員會等ニモ關係スルト思ヒマスカラ、陸軍省、農林省、商工省關係者ノ出席ヲ要求シタイト思ヒマス、若シ斯ウ云フコトニ關係シテト云フコトノ必要ガアレバ申上ゲマスガ、一應ソレダケ委員長ニ御願ヒ致シテ置キマス、○川口委員 現在ノ東京市三十五區竝ニ三多摩、西三郡ノ人口ト面積ノ對比表ヲ御提出願ヒタイト思ヒマス、○永山委員 參考トシテ現在東京府ノ官公吏ノ數、竝ニ其ノ比率及ビ其ノ身分關係等ヲ知ラセテ戴キタイト思ヒマス、モウ一ツハ各國有力ナ國都ノ都長官及ビ都議員ノ關係ニ付テ參考トナル事柄ガアレバ御知ラセヲ願ヒタイ、○清瀨委員長 今御要求ノコトハ何レ適當ニ内務省ニ於テ考慮サレルコトト思ヒマス、本日午前ノ會議ハ是デ一旦休憩致シマス、午後ハ三時ヨリ開會ノ豫定デアリマス、午前十一時五十二分休憩

午後三時開議
○清瀨委員長 休憩前ニ引續キ開會致シマス、午前中ニ打合セタ通り開會致シマシタガ、丁度此ノ時間ニ豫算委員會ガ開會サレテ内務大臣ガ出席セラレマスシ、豫算委員會ノ劈頭デアリマスルカラ、吾々議員モ傍聽致シタイト思ヒマスノデ、本日ハ此ノ程度デ散會致シマシテ、明日ハ午前十時ヨリ開會致シタイト存ジマス、本日ハ是デ散會致シマス、午後三時二分散會

昭和十八年二月一日印刷

昭和十八年二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局